

令和5年度精華町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

精華町は京都府の西南端にあって、東経135度44分、北緯34度47分に位置し、南東は木津川市、西南は奈良県に接し、北は京田辺市に、また東は木津川の左岸に接している。

本町は東西4.78kmで、その総面積は、25.68km²である。本地域を東西に2分すると、西部は生駒山系に属する丘陵が南北にカギ状に延びており、この丘陵に沿って集落が帯状に連なっている。東部は、全農地の大半を占める地域であり、湿田を主とする平坦地域となっており、木津川左岸の沖積層の湿田とする平坦地と西部の生駒山系に属する中山間地の丘陵部からなり、適度な降雨量と温暖な気候に恵まれた地域で水稻栽培を基幹作物とする作物栽培体系が確立されている。

東部の平坦地帯は、木津川がつくった沖積平野に開かれた水田約250haが約1kmの幅で南北に連なっている。気象条件は、平均降雨日数100日余、年平均気温が15度、年平均降雨量が1,500mmであり、温暖で適量の雨量にも恵まれ農耕に好適の条件を備えている地域である。

本町の農業は、古くは「川西すいか」の主産地として知られていたが、生産調整、転作物目の奨励措置の誘導もあり、近年はイチゴ、京の伝統野菜に作付が移行し、イチゴは観光いちご園が2ヶ所、伏見とうがらしは京都府下で最大の産地となった。また、みず菜、花菜、えびいも、花卉の栽培も盛んとなり、今後は農産物直売所、観光農園等の販売コンテナを活用しながら、さらなる農業経営の合理化、省力化の推進を進め、可能な限り農地の集約と有効利用、耕作放棄地の減少を目指すところである。

本町は、小規模な農家世帯が多く、担い手となる農業者は法人化組織と認定農業者となるが、両者とも高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成が至急に求められる為、経験豊かな農業者の知識を次世代の農業者に伝えていく仕組み作りが必要である。認定農業者組織である「あぐり精華」には、新規就農者育成の役割が求められるので、より一層の活動活性化が必要となる。次世代農業者には、地域実行組合や生産者部会などに加え、持続可能な農業のための新たな組織づくりが求められる。

2 高収益作物の導入や転作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町が従来から推進してきたイチゴ、とうがらし、京の伝統野菜を主体とし、都市近郊農業として少量多品目の需要に応じた作付を推進することで、産地化を推進し、観光農園や農産物直売所等を活用しながら収益力の向上や耕作放棄地の減少を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和4年度について、本町における主食用水稻作付面積は、前年度より約4ha減少した。今後より一層、主食用水稻作付田での高収益作物への転作の促進や畑地化の必要性を含めて、水稻中心の営農体系から野菜や花き等の高収益作物を導入した畑地化を含んだ営農体系への転換を図り、地域農業のあり方について検討を進める。

集落単位の中核的担い手の育成を図り、都市近郊農業を促進し、耕作放棄地や遊休農地の活用に取り組む。

水稻共済細目書や現地確認等で、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定

着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稲作に活用される見込みがないか等を確認し、水田を有効利用するとともに、水稲と大豆等の転換作物等とのブロックローテーションを促し、転換作物等の生産性向上を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水稲について、自家消費米以外はＪＡ出荷を推進することで、農産物直売所や学校給食を通じて地元消費者へ本町産米を提供できる仕組みを継続する。

(2) 非主食用米

ア 新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少する中、内外の米の新市場の開拓を図るため、必要に応じて新市場開拓用米の作付面積の拡大に努める。

イ 加工用米

多収品種の栽培技術確立などを通じてニーズに対応するとともに、必要に応じて加工用米の作付面積の拡大に努める。

(3) 大豆

都市近郊農業として加工品等への需要に応じ、生産の拡大や単収の向上に努める。

(4) 地力増進作物

ヘアリーベッチやレンゲ等による土づくりを行うことで、大豆の収量・品質の向上や高収益作物の低コスト生産等を目指す。

(5) 高収益作物

転作田を利用した農産物は本町が従来から推進してきたイチゴ、とうがらし、京の伝統野菜を主体とし、都市近郊農業として少量多品目の需要に応じ、ケールや洛いもなど、計 11 品目の作付を推進していくこととする。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	201.0	0.0	200.0	0.0	200.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	1.6	0.0	2.1	0.0	3.5	0.0
飼料作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
高収益作物	37.4	0.0	41.4	0.0	50.2	0.0
・野菜	32.4	0.0	35.5	0.0	42.5	0.0
・花き・花木	1.5	0.0	1.9	0.0	2.0	0.0
・果樹	3.3	0.0	3.5	0.0	5.1	0.0
・その他の高収益作物	0.2	0.0	0.5	0.0	0.6	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	えびいも、とうがらし、み ず菜、花菜、花き、イチ ゴ、すいか、モロヘイヤ、 春菊、ケール、洛いも（ダイ ショ）	奨励作物作付助成	交付対象面積の拡大	（令和4年度） 3.7ha	（令和5年度） 5.2ha
2	えびいも、とうがらし、み ず菜、花菜、花き、イチ ゴ、すいか、モロヘイヤ、 春菊、ケール、洛いも（ダイ ショ）	認定農業者加算	交付対象面積の拡大	（令和4年度） 1.3ha	（令和5年度） 2.3ha
3	いんげん、エンサイ、えん どう、オクラ、かぼちゃ、 キャベツ、きゅうり、ゴー ヤ、ごぼう、ゴマ、コマツ ナ、さつまいも、さとい も、サニーレタス、さやえ んどう、ししとう、しそ、 じゃがいも、しょうが、 ズッキーニ、大根、たまね ぎ、ツルムラサキ、とうが ん、とうもろこし、トマ ト、レタス、なす、人参、 にんにく、ねぎ、白菜、 ピーマン、ブロッコリー、 ホウレン草、まくわうり、 ミョウガ、落花生、れんこ ん、わさび菜、枝豆、小豆	都市近郊農業（野菜）助 成	交付対象面積の拡大	（令和4年度） 4.0ha	（令和5年度） 5.5ha
4	果樹（もも、うめ、びわ、か き、くり、いちじく、ゆ ず、なし、ブルーベリー、 キウイフルーツ、ぶどう、 かんきつ、くるみ、山椒）	都市近郊農業（果樹）助 成	交付対象面積の拡大	（令和4年度） 0.0ha	（令和5年度） 1.1ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:京都府

協議会名:精華町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	奨励作物作付助成	1	27,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした農業者であり、出荷販売していること 等
2	認定農業者加算	1	5,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした法認定農業者等であり、販売収入の 増大を目的とし、農産物直売所等で出荷販売していること 等
3	都市近郊農業(野菜)助成	1	9,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした農業者であり、出荷販売していること 等
4	都市近郊農業(果樹)助成	1	9,000	別紙のとおり	対象作物を作付けした農業者であり、出荷販売していること 等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

7 産地交付金の活用方法の概要(別紙)

整理 番号	使途名	対象作物
1	奨励作物作付助成	えびいも、とうがらし、みず菜、花菜、花き、イチゴ、すいか、モロヘイヤ、春菊、ケール、洛いも(ダイショ)
2	認定農業者加算	えびいも、とうがらし、みず菜、花菜、花き、イチゴ、すいか、モロヘイヤ、春菊、ケール、洛いも(ダイショ)
3	都市近郊農業(野菜)助成	いんげん、エンサイ、えんどう、オクラ、かぼちゃ、キャベツ、きゅうり、ゴーヤ、ごぼう、ゴマ、コマツナ、さつまいも、さといも、サニーレタス、さやえんどう、ししとう、しそ、じゃがいも、しょうが、ズッキーニ、大根、たまねぎ、ツルムラサキ、とうがん、とうもろこし、トマト、レタス、なす、人参、にんにく、ねぎ、白菜、ピーマン、ブロッコリー、ハウレン草、まくわうり、ミョウガ、落花生、れんこん、わさび菜、枝豆、小豆
4	都市近郊農業(果樹)助成	果樹(もも、うめ、びわ、かき、くり、いちじく、ゆず、なし、ブルーベリー、キウイフルーツ、ぶどう、かんきつ、くるみ、山椒)